

令和 8 年度 第 1 回浜松市環境影響評価審査会 会議録

1 開催日時 令和 8 年 8 月 3 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分

2 開催場所 浜松市役所鴨江分庁舎 2 階会議室

※本会議は集合方式及び Web 会議方式の併用にて開催した。Web 会議出席者は「3 出席状況」のとおり。

3 出席状況

審査会委員

出欠	役職	氏 名	所属	参加方法
○		磯村 克郎	名古屋葵大学 教授	WEB
○		江草 智弘	静岡大学農学部 助教	WEB
○	会長	太田 隆之	静岡大学人文社会科学部 教授	会場
—		岡島 いづみ	静岡大学工学部 准教授	—
—		笠井 敦	静岡大学農学部 准教授	—
○		川嶋 尚正	静岡県自然環境保護調査委員会 淡水魚部会長	会場
○		北村 亘	東京都市大学環境学部 教授	WEB
○		小南 陽亮	静岡大学教育学部 教授	WEB
○		坂田 昌弘	静岡県立大学 名誉教授	WEB
○	副会長	佐野 泰之	愛知工業大学工学部 教授	会場
○		島崎 康弘	豊橋技術科学大学都市・建築システム学系 准教授	WEB
○		寺田 一美	東海大学建築都市学部 准教授	WEB
—		柳川 晴彦	遠州自然研究会 副会長	—

事務局

環境政策課	鈴木環境部次長（環境政策課長）、川合課長補佐、村瀬主任、山本主任
-------	----------------------------------

説明者

都市計画決定権者 他	浜松市都市整備部都市計画課
	国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所
	株式会社建設環境研究所

4 傍聴者 0 名

5 議事内容

- （1）浜松市環境影響評価審査会 委員改選に伴う会長、副会長の選出について
- （2）環境影響評価制度の概要及び浜松市の対象事業について
- （3）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間） 環境影響評価準備書について

6 会議録作成者 環境政策課企画調整グループ 村瀬

7 記録の方法 発言者の要点記録

8 会議資料 有

1. 開会

事務局（鈴木次長） 《挨拶》

2. 議事 会議の公開、会議の成立について

事務局 《会議の成立確認》

（川合課長補佐） 《資料の確認》

《WEB 会議における注意事項説明》

《会議の公開について確認》

はじめに、会議及び会議録の公開についてお諮りする。本日の会議は原則公開とするがよいか。

委員 （異議なし）

事務局 了承いただいたので、本日の会議は公開とする。

（川合課長補佐）

《委員自己紹介》

《事務局自己紹介》

それでは、次第の 2 の議事に入る。議事進行については浜松市環境影響評価条例第 60 条第 1 項の規定により、「会長が会議の議長となる」と規定されているが、今回は委員改選後最初の審査会であるため、会長選出までの間、事務局で議事を進行する。

議事（1）浜松市環境影響評価審査会 委員改選に伴う会長、副会長の選出について

事務局 議事（1）浜松市環境影響評価審査会 委員改選に伴う会長、副会長の選出について、
（川合課長補佐） 浜松市環境影響評価条例第 58 条第 5 項の規定により、会長及び副会長を委員の互選により選任するが、自薦または推薦される方はいるか。

委員 （自薦、推薦なし）

事務局 自薦、推薦がなければ、事務局から提案するが良いか。

（川合課長補佐）

委員 （異議なし）

事務局 会長には太田隆之委員を、副会長には佐野泰之委員を提案するが、いかがか。

（川合課長補佐）

太田委員 （承諾）

佐野委員 （承諾）

委員 （異議なし）

事務局 賛同が得られたので、太田隆之委員に会長を、佐野泰之委員に副会長をお願いする。
（川合課長補佐） 太田会長から一言挨拶をお願いする。

太田会長 《挨拶》

事務局 続いて、佐野副会長からも一言挨拶をお願いする。

（川合課長補佐）

佐野副会長	《挨拶》
事務局 (川合課長補佐)	ここからの議事進行については、太田会長にお願いします。
太田会長	それでは、議事(2) 環境影響評価制度の概要及び浜松市の対象事業について、事務局から説明をお願いします。
事務局(村瀬主任)	《資料1、資料2に基づき説明》
太田会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
委員	(意見、質問なし)
太田会長	続いて、議事(3) 浜松湖西豊橋道路(静岡県区間) 環境影響評価準備書について、事務局から手続き等に関する説明を、都市計画決定権者である浜松市都市計画課から図書の内容説明をお願いします。
事務局(村瀬主任)	《資料3に基づき説明》
都市計画決定権者 (都市計画課)	《資料4に基づき説明》
太田会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
小南委員	パンフレットの21ページ、植物に対する環境保全措置について伺う。 1点目、個体監視後の対応について、エンシュウムヨウランやシュンランは、個体監視で異変が見られた時点ですでに手遅れの可能性が高い。影響が確認された場合の具体的な対応策を示してもらいたい。 2点目、林縁保護について、工事による林縁開放に伴う光環境の変化や乾燥化の激化を防ぐ措置という理解で正しいか伺う。 3点目、環境保全措置の有効性について、この資料だけでは判断できないため、特に工事の影響を受ける植物の生育地の現況写真を示してもらいたい。これは、植物だけでなく、動物への対策の評価にも必要である。
国土交通省	静岡県及び浜松市から環境影響評価に係る協力要請を受けて、調査、予測及び評価を実施した国土交通省から回答する。 1点目、影響確認時の対応としては、個体の衰弱が見られた段階で移植を検討する。ただし、移植自体のリスクもあるため、エンシュウムヨウラン等の移植が困難な種は、監視を継続しながら慎重に対策を実施していく。また、工事実施時は専門家の意見を都度確認しながら対応する。 2点目、林縁保護については、実施計画段階で改めて詳細に検討する。基本的には委員の指摘のとおり、林縁を全て除去するのではなく、部分的に保全する方針である。 3点目、写真等の資料提示について、今回の資料は「あらし」をベースとしたため、重要種の位置等の詳細が不十分であった。会議での理解促進に向けて検討したい。また、事業実施段階における専門家へのヒアリングの際には、より具体的な検討を行いながら環境保全に努めていく。
小南委員	個体の監視について、衰弱が見られた段階での移植は実質的に困難である。しかし、事業終了後のモニタリング段階において、監視はしていたが結局個体が消滅してしまっ

たという結果では、何のための環境保全措置であるのかわからない。単に監視し見守っていたというだけの対策で終わらないよう、具体的で実効性のある計画を立てていただきたい。

また、個体の位置がわかる地図のほか、当該地がどのような場所であるのかを理解できるような風景写真をいくつか提示していただきたい。広く公開することが望ましくない場合は、この会議の席上に限定したもので構わないので、今後提示をお願いしたい。

川嶋委員

魚類のトウカイナガレホトケドジョウについて伺う。

この魚種は非常に水量の少ない川や小さな沢にのみ生息しており、水量変動の影響が極めて大きい。沢の水量減少がどの段階で起こるのか不明確である。

また、万が一、移殖が必要になった場合、当該魚種は移動距離が非常に限定的であり、場所によっては遺伝的に異なる別系統の個体群が存在する可能性がある。すなわち、移殖によって遺伝子のかく乱が生じるおそれがあるため、移殖先にこのような種が既に生息しているのか否か、また移殖対象とする個体群と移殖先の個体群にどのような遺伝的相違があるのかについて、事前に十分に評価した上で実施する必要がある。事前の調査なしに川の水がなくなった場合、魚種は1日以内に死滅してしまうため、十分な対応ができないのではないかと懸念する。

同様の懸念は、準備書に報告されているホトケドジョウやタモロコについても当てはまる。事前に調査しておかなければ緊急対応はできないと考えるが、計画にはすでに組み込まれているのか。

国土交通省

具体的な計画は事業段階で検討していく部分が多く、現段階において詳細な計画立案に至っていない状況である。事業実施段階において、魚類の生息調査を実施し、移殖場所の適正も含めて、専門家の意見を伺いながら判断させていただく。

川嶋委員

基本的な考え方としては、移殖を前提とした計画ではなく、移殖はあくまで最小限にとどめるべきである。移殖することは、単一の影響にとどまらず、移殖先の他の生態系に対しても影響をもたらす可能性が高い。したがって、移殖は行わないことが望ましく、むしろ工事の工法の検討段階で、魚類の個体数が減少しないよう、また魚類の生息域が守られるよう工夫すべきではないかと考える。

国土交通省

トンネルを含む道路計画であることから、沢の流量減少が生じる恐れがあるため、観測しながら事業を進めさせていただくが、流量減少による生息環境の影響が発生した場合においては、移殖も一つの対案として検討を進めていきたいと考えている。

坂田委員

いくつかの環境項目について、予測値が基準値を超えているということで、複数の対策が提示されているが、これらの対策の効果を検証する方法を伺いたい。

国土交通省

現在、環境基準を超える項目については、対策を講じることにより基準を下回る状態にすることを計画している。ただし、指摘いただいた検証という観点については、申し訳ないが、現時点ではっきりとした回答ができない。

坂田委員

実際に工事が始まった際に、本当に基準値内に収まっているのか、あるいは対策が実際に効果をもたらしているのか、このことを確認する手段がなければ、当該対策が有効であったのかを評価することができないのではないかと。

国土交通省

工事現場の管理については、現場管理の中で当然進めていく部分がある。建設機械の稼働や工事車両の通行に関しては、工事実施時点で工事事業者により対応がなされるこ

とになると考えている。また、水に関しては、事後調査として水量と水質の監視を工事の実施中や事後を含めて観測し、評価する計画としている。

坂田委員 騒音の予測値と基準値の間にあまり差がないが、現在の予測精度を考えると、ほぼ同等と言え、場合によっては基準値を超える可能性もあるのではないか。この小さな差のみで対策の有無を判断するのではなく、より積極的な対策が必要ではないかと考える。

国土交通省 現在のところ、都市計画案に基づき代表点での予測評価を実施している。事業実施段階においては、確定した道路構造に基づき改めて予測評価を実施し、必要となる遮音壁などの騒音対策の検討を行い、実施箇所を決定することになる。今回の結果が全てではなく、事業実施段階において改めて詳細な検討を行う計画となっている。

坂田委員 観測修正法による最適な工法とは、具体的にはどのような内容の工法を指しているのか。

国土交通省 この手法は、工事前および工事中の地下水の状況を観測し、その結果に基づいて適切な工法を検討していくものであり、事業実施段階での保全措置となる。実際により詳細な調査を実施した結果、地下水の状況に応じて遮水対策や地下水の流出を抑制する対策を検討した上で、事業実施に当たることとなる。

佐野委員 先ほど、建設機械の稼働騒音が規制基準値とほぼ同等との指摘があったが、特に懸念されるのは振動の方であると考え。確かに基準値を満足しているが、63dB という振動レベルは、震度階級に換算すると震度 1 程度の振動に相当する。これが L10 で予測されているため、時間率として 10%、要するに 1 時間当たり約 6 分間は震度 1 程度の振動が発生するということになる。基準値を満足しているとはいえ、このようなレベルの振動は相当な苦情につながる可能性があるのではないかと懸念する。騒音についても基準値とほぼ同等の対応となっているため、工事を実施する際には苦情窓口を設置するとともに、作業内容を事前に伝えるなど住民とのコミュニケーションを十分に取っていただきたい。

国土交通省 工事着手段階においては、地域住民との対話を十分に図りながら進めさせていただく。いただいた意見については、確実に実施できるよう対策を講じていく所存である。

寺田委員 資料 4 の 32 ページから 36 ページ、水の濁りと地下水や河川への影響について 2 点伺う。

1 点目、水の濁りについて、被覆等を行うことで影響がないと予測されているが、河川と裸地の被覆を行う場所との距離によっても、影響の程度は相当に変わってくることが考えられる。データなど具体性を示すことで、予測の信憑性がより高まるのではないかという印象を受ける。

2 点目、地下水の水位について、パンフレットの 18 ページ、資料 4 の 34 ページには、井戸および支流の流量、さらにはその先の河川および沢の流量の変化が記載されている。沢では流量が小さめであることから、影響がより極端に出やすい印象を受ける。一方、河川においても、利水がなされている状況下で 18% の影響があるということは、農家にとって相当なインパクトをもたらすのではないかと懸念する。沢については、資料に記載されているように、湧水を導入するなどの工夫により、流量を確保できると思われるが、河川については、どのような方法で不足分を補填するのか教えていただきたい。

国土交通省 1 点目については、いただいた意見を今後の検討に反映できる部分があれば反映させ

ていきたいと考える。

2 点目の河川および沢の流量減少対策については、トンネルが計画されている近傍地域で大きな流量減少が見込まれている。現在のところ公表していないが、予測値としては、トンネル湧水を河川等に戻すことで、現在の減少幅を超える湧水の戻しが可能であると見込んでいる。今後調査を進めながら対策を検討していくが、現段階では湧水の河川および水路への流入が第一優先の対策と考えている。

寺田委員

見通しでは、長期的に見ても利水される方に大きな悪影響は生じないということか。また、湧水の戻しによって大幅な流量増加とはならないだろうか。流量が極端に振れることも負担になると思われるので、その点についても十分に配慮していただきたい。

国土交通省

まさに、流量増加が過度に進むと危険性も生じてくるため、そうした点も考慮しながら、どのように湧水を戻すのかについても、今後の重要な検討課題の一つと考えている。

寺田委員

長期的にデータを計測していくことによって、バランスの取れた対応が可能になると思われるため、引き続き検討いただきたい。

北村委員

資料 4 の 41 ページの環境保全措置について、鳥に関しては人工代替巢の設置を行うと記載されている。これはおそらくフクロウやアオバズク用の巣箱を設置するという意味だと思われるが、ハチクマに関してはどのような対策を考えているのかお聞きしたい。

国土交通省

現段階で、ハチクマについては監視を行う計画としている。道路は猛禽類の営巣地への影響範囲を避ける形で計画されているが、近傍に位置することから、場合によっては影響が出てくる可能性がある。そのため、モニタリングを実施し、生息環境を確認しながら進めていくというのが主たる対策になると考えている。改変の最小化や、繁殖時期を避けた工事実施など、生息環境を保全するための対策を講じていく所存である。

北村委員

質問の意図としては、人工代替巢の設置という表記がなされることで、全ての種に対してこの対策を実施するような誤解を招く可能性があるという点を懸念している。種ごとに対策を区別して記載すべきではないか。人工代替巢の設置については最後の手段であり、改変の最小化やコンディショニングをうまく活用していただきたい。

しかしながら、これらの手段が十分でなかった場合、ハチクマに対してどのような対策が考えられるのか、もう一度お聞きしたい。

(事務局注釈：コンディショニングとは、繁殖行動中の猛禽類が工事着手による視覚的・聴覚的刺激によって繁殖を途中で中断してしまうのを防ぐため、工事の稼働率を段階的に高めていくことで工事に馴化させる保全措置のこと。)

国土交通省

ハチクマに関しては、営巣環境そのものをルート決定のコントロールポイントとして設定し、そもそも道路としての計画位置を営巣地からは外している。そうした意味で、状況を見守りながら、飛翔している時期等においてはコンディショニングの中で対策を講じていくことを検討している。したがって、当面は代替対策の必要性は生じないような計画内容となっている。しかしながら、長期的に見ると巣の位置が移動することもあり得るため、そのような場合にはモニタリングを通じて適切な対応を検討していきたいと考えている。

北村委員

現段階の計画では営巣地と十分な距離が確保されているという説明で、その点については了承した。計画に含まれている事後調査のモニタリングが重要になる。巣が移動す

るなどの事態が発生した場合には、対策を講じていただきたい。

坂田委員

パンフレットの 24 ページについて、廃棄物のほとんどが建設発生土であると思われるが、この建設発生土の再資源化は可能なのか。

国土交通省

現状としては、他工事での利用を主に考えている。処分という形での処理は困難であるため、今回の浜松湖西豊橋道路事業の中で処理しきれない建設発生土については、建設発生土の情報交換システムを活用して、発注者ごとに発生土のやりとりを行いながら事業を進める。そのような制度を活用することで、適切に再利用していく計画である。

江草委員

河川および沢の流量に関する事項について意見を申し上げる。

流量がほとんど変化しない地点がある一方で、相当に大きく変化する地点も存在するが、工事前後の観測を通じて変化を明らかにしようとする場合、測定誤差や観測者による差異などの不確実性が存在する。降雨の有無によっても流量は大きく変動するため、観測からでは変化の事実を正確に認識することが相当に困難である可能性がある。確かに観測そのものは重要で、流量の減少が発生するかどうかを知ること大切ではあるが、農業用水として必要とされる最低流量を明記すれば、より評価が容易になると思われる。資料においては、農業用水の取水の有無が記載されているが、この必要最低流量を示すことで、流量がどの程度であれば問題がないのかを明確にできるのではないのか。

国土交通省

必要最低流量を確認した上で記述することで、評価がより容易になるとの指摘について、貴重な意見で参考にさせていただきたい。

江草委員

動植物の生息にとっては通年の水流が必要であることは理解しているが、河川に常に水が流れていることが必要なのか、あるいは農業用のため池への流入が主たる目的で降雨時の流入があれば足りるのかなど、農家の利用形態によっては、このような評価も可能ではないか。調査されているのであれば、その旨を記述することが望ましい。

議事 全体を通しての質疑等

太田会長

意見も出尽くしたようなので、質疑応答はこれまでとする。以上ですべての議事は終了した。全体を通して質問、意見等があれば何うがどうか。

委員

(質問・意見なし)

太田会長

それでは進行を事務局にお返しする。

3. 閉会

事務局

(川合課長補佐)

本日は長時間にわたりご審議いただくとともに、貴重な意見を賜わり感謝申し上げます。

事務局から、連絡事項をお伝えする。

事務局（村瀬主任）

本日の議事について、追加の意見等がある場合は、8月10日（月）までに事務局へご送付いただきたい。

本日の会議録については、後日送付するので、内容の確認をお願いします。

次回の審査会は10月頃を予定しているが、その際、都市計画決定権者への質疑応答は予定していないため、意見があれば8月10日（月）までをお願いします。

次回の審査会の内容は、市長意見案の審議と浜松市環境影響評価条例及び条例規則の

改正に係る説明を予定している。

事務局

《閉会》

(川合課長補佐)